

大田市社会教育推進センター設置条例
大田市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例
大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例
大田市国民健康保険条例の一部を改正する条例
大田市手数料条例の一部を改正する条例
大田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和3年12月21日

大田市長 **楫野弘和**

大田市条例第35号

大田市社会教育推進センター設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、大田市社会教育推進センターの設置について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 社会教育を推進することにより、地域住民の連帯を図るとともに、市民のまちづくり活動への主体的な参画を促進し、もって持続可能なまちづくりの形成に資するため、大田市社会教育推進センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大田市社会教育推進センター	大田市大田町大田口1111番地

(事業)

第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) まちづくりセンターが実施する社会教育事業への支援及び補助に関すること。
- (2) まちづくりセンター職員への研修に関すること。
- (3) 学校、家庭及び地域の連携・協働に関すること。
- (4) 家庭教育支援に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、第2条の目的を達成するために必要な事業

(職員)

第5条 センターにセンター長その他必要な職員を置く。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(大田市まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 大田市まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例（平成20年大田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号を次のように改める。

(3) 社会教育活動の推進に関すること。

第10条ただし書中「次の各号に掲げる」を「まちづくり活動の推進に資する」に改め、同条各号を削る。

(大田市立公民館の設置及び管理に関する条例の廃止)

第3条 大田市立公民館の設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第91号）は、廃止する。

大田市条例第36号

大田市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例

大田市過疎地域自立促進特別事業基金条例（平成22年大田市条例第31号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大田市過疎地域持続的発展特別事業基金条例

第1条中「自立促進を」を「持続的発展を」に、「大田市過疎地域自立促進特別事業基金」を「大田市過疎地域持続的発展特別事業基金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市条例第37号

大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例（平成17年大田市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第1条中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」に改める。

第2条を次のように改める。

（産業振興促進区域における固定資産税の課税免除）

第2条 過疎法第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内において、青色申告書を提出する個人又は法人が、当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（過疎法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。）若しくは旅館業（下宿業を除く。）の用に供するため、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号又は第45条第2項の表の第1号の規定の適用を受ける設備の取得等（過疎法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をいう。）をした場合には、その事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地（その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該建物の建設に着手があつた土地に限る。）に対して課すべき固定資産税は、当該固定資産税が課税されることとなる年度から3年度分に限り、これを課さない。

第3条中「起算して5年以内」を「令和5年3月31日まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 令和3年3月31日以前にこの条例による改正前の大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例第2条に規定する設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。
- 3 令和3年4月1日から過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項に規定する市町村計画を定めた日までの間に、この条例による改正後の大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条に規定する設備の取得等をした者については、当該市町村計画の定めに基づいて設備の取得等をしたものとみなして、改正後の条例の規定するところにより固定資産税の課税免除をすることができる。
- 4 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日が平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間である場合における改正後の条例第3条の規定の適用については、同項中「令和5年3月31日まで」とあるのは、「起算して5年以内」とする。

大田市条例第38号

大田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大田市国民健康保険条例（平成17年大田市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「404,000円」を「408,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大田市国民健康保険条例第5条の2の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

大田市条例第39号

大田市手数料条例の一部を改正する条例

大田市手数料条例（平成17年大田市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第2条関係）

建築関係

種類		単位	金額
建築物に関する確認申請（法第6条第1項）（次項に規定する場合を除く。）	床面積の合計	30㎡以内	1件につき 5,030円
		30㎡を超え100㎡以内	1件につき 9,050円
		100㎡を超え200㎡以内	1件につき 14,000円
		200㎡を超え500㎡以内	1件につき 19,000円
		500㎡を超え1,000㎡以内	1件につき 34,100円
		1,000㎡を超えるもの	1件につき 48,200円
構造計算適合性判定を要する建築物に関する確認申請（法第6条第1項）	構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの	床面積の合計 500㎡以内のもの	1件につき 161,000円 に建築物に関する確認申請の項の区分に応じそれぞれ当該手数料の額を加算した額
	構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受け	床面積の合計 500㎡以内のもの	1件につき 213,000円 に建築物に関する確認申請の項の区分に応じそれぞれ

	たプログラ ム以外のも のによるも の				当該手数料の額を 加算した額
構造計算適合 性判定を要す る建築物に関 する計画通知 （法第18条 第2項）	構造計算の 方法が国土 交通大臣の 認定を受け たプログラ ムによるも の	床面積 の合計	500㎡以内のもの	1件につき	161,000円
	構造計算の 方法が国土 交通大臣の 認定を受け たプログラ ム以外のも のによるも の	床面積 の合計	500㎡以内のもの	1件につき	213,000円
建築物に関す る完了検査申 請（法第7条 第1項）	床面積の合計		30㎡以内	1件につき	10,000円
			30㎡を超え100 ㎡以内	1件につき	12,000円
			100㎡を超え20 0㎡以内	1件につき	16,000円
			200㎡を超え50 0㎡以内	1件につき	22,000円
			500㎡を超え1, 000㎡以内	1件につき	36,100円
			1,000㎡を超え るもの	1件につき	50,300円

工作物に関する確認申請（法第88条第1項において準用する同法第6条第1項）	①工作物を築造する場合（②に掲げる場合を除く。）	1の工作物につき	8,050円
	②確認を受けた工作物の計画を変更する場合	1の工作物につき	4,020円
工作物に関する完了検査申請（法第88条第1項において準用する同法第7条第1項）		1の工作物につき	9,050円
建築物の敷地と道との関係の建築認定申請（法第43条第2項第1号）		1件につき	27,300円
仮設興行場等の建築許可申請（法第85条第5項）		1件につき	120,000円
総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請（法第86条第1項）	建築物の数が2である場合	1件につき	78,300円
	建築物の数が3以上である場合	1件につき	78,300円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請（法第86条第2項）	建築物（既存建築物を除く。）の数が1である場合	1件につき	78,300円
	建築物（既存建築物を除く。）の数が2以上である場合	1件につき	78,300円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
同一敷地内建築物以外の建築物の建築認定申請（法第86条の2第1項）	建築物（同一敷地内建築物を除く。）の数が1である場合	1件につき	78,300円
	建築物（同一敷地内建築物を除く。）の数が2以上である場合	1件につき	78,300円に1を超える建築物の数に28,000円

			0円を乗じて得た額を加算した額
複数建築物の認定の取消し申請（法第86条の5第1項）		1件につき	6,480円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
長期優良住宅建築等計画の認定申請（長期優良住宅法第5条第1項から第5項）	新築しようとする一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。）の場合	1件につき	45,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、12,000円）
	新築しようとする共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）の場合	床面積の合計が500㎡以内のもの 1件につき	104,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、22,000円）を1の共同住宅等（区分所有住宅を除く。）に係る住戸について行われる長期優良住宅法第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請の数（以下「認定申請数」という。）

			で除して得た額 (その額に100 円未満の端数がある ときは、これを 切り捨てた額)
	増築し、又は改築しようとする一戸建て の住宅(人の居住の用以外の用途に供す る部分を有しないものに限る。)の場合	1件につき	67,000円 (確認書の提出が ある場合にあつて は、18,000 円)
	増築し、又は改築しようとする共同住宅等の 場合	床面積の合計が500㎡以 内のもの 1件につき	157,000円 (確認書の提出が ある場合にあつて は、33,000 円)を認定申請数 で除して得た額 (その額に100 円未満の端数がある ときは、これを 切り捨てた額)
長期優良住宅 建築等計画の 変更の認定申 請(長期優良 住宅法第9条 第1項の規定 による申請に	新築しようとする計画の認定を受けた一 戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途 に供する部分を有しないものに限る。)の 場合	1件につき	23,000円 (変更後の計画に 係る確認書又は住 宅性能評価書の提 出がある場合にあ つては、6,00 0円)

<p>係るものを除く。)(長期優良住宅法第8条第1項)</p>	<p>新築しようとする計画の認定を受けた共同住宅等の場合</p>	<p>計画の変更の認定に係る住戸が属する1の建築物の当該計画の変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下この表において「変更に係る床面積の合計」という。)が500㎡以内のもの</p>	<p>1件につき</p>	<p>104,000円 (変更後の計画に係る確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、22,000円)を変更認定申請数(1の共同住宅等(区分所有住宅を除く。)に係る住戸について行われる計画の変更の認定の申請の数をいう。以下同じ。)で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p>
	<p>増築し、又は改築しようとする計画の認定を受けた一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。)の場合</p>		<p>1件につき</p>	<p>34,000円 (変更後の計画に係る確認書の提出がある場合にあっては、9,000円)</p>

	<p>増築し、又は改築しようとする計画の認定を受けた共同住宅等の場合</p>	<p>変更に係る床面積の合計が500㎡以内のもの</p>	<p>1件につき</p>	<p>157,000円 (変更後の計画に係る確認書の提出がある場合にあっては、33,000円)を 変更認定申請数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p>
<p>長期優良住宅法第6条第2項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に係る適合審査申請</p>	<p>1件につき</p>	<p>計画の認定を受けようとする住宅又は計画の変更の認定を受けようとする住宅の床面積の合計に応じて島根県建築基準法施行条例(昭和48年島根県条例第20号)第11条及び第13条の規定の例により算出した額(工作物を築造する場合にあっては当該工作物の数に応じて同条例第11条及び第13条の規定の例によ</p>		

		り算出した額を、 構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては当該部分の床面積の合計に応じて同条例第11条の規定の例により算出した額)
長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請（長期優良住宅法第9条第1項及び第3項の規定によるものに限る。）	1件につき	3,000円
長期優良住宅建築等計画の認定に基づく地位の承継の承認申請（長期優良住宅法第10条）	1件につき	3,000円

備考

- 1 この表において「法」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- 2 この表の建築物に関する確認申請の項の床面積の合計は、次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからエまでに定める面積について算定する。
 - ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
 - イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
 - ウ 建築物を移転する場合（エに掲げる場合を除く。） 当該移転に係る部分の床面積の2分の1
 - エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
- 3 この表の構造計算適合性判定を要する建築物に関する確認申請の項及び構造計算適合性判定を要する建築物に関する計画通知の項の床面積の合計は、構造計算適合性判定を要する建築物ごとに構造計算適合性判定を行う部分の床面積について算定する。

- 4 この表の建築物に関する完了検査申請の項の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては、当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転した場合にあつては、当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。
- 5 この表において「長期優良住宅法」とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）をいう。
- 6 この表において「確認書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項に規定する確認書をいう。
- 7 この表において「住宅性能評価書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間に、この条例による改正前の大田市手数料条例（以下この項において「旧条例」という。）別表第4の規定による適合証又は性能評価書を添えて長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項まで及び第8条第1項の規定による認定を受けようとする者に係る手数料の額については、旧条例別表第4の規定の例による。

大田市条例第40号

大田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

大田市特定公共賃貸住宅条例（平成17年大田市条例第212号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

- (2) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第1条第3号に規定する所得をいう。

第6条第2号、第14条、第15条第1項及び第4項、第16条の見出し及び同条第1項並びに第28条の見出し及び同条第1項中「収入」を「所得」に改める。

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。